第 44 回がん検診のあり方に関する検討会
議事次第

日　時：令和７年６月 23 日（月）15：00～17：00
場　所：オンライン開催

１　開　会

２　議　題
（１） がん検診情報の一体的な把握について
（２） 子宮頸がん検診について
（３） その他

【資　料】
資料１　　がん検診情報の一体的な把握について
資料２－１　ＨＰＶ検査単独法の導入状況について
資料２－２　子宮頸がん検診ＨＰＶ検査単独法導入に向けた横浜市の取組（古賀構成員提出資料）
資料３　　がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針　新旧対照表（案）

参考資料１　「がん検診のあり方に関する検討会」構成員名簿
参考資料２　「がん検診のあり方に関する検討会」開催要綱
参考資料３　がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針
（健発第 0331058 号平成 20 年３月 31 日厚生労働省健康局長通知別添）

第44回がん検診のあり方に関する検討会	資料１
令和７年６月23日（月）	

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

がん検診情報の一体的な把握について

厚生労働省
健康・生活衛生局がん・疾病対策課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

がん検診情報の一体的な把握について

第43回がん検診のあり方に関する検討会
令和７年４月23日（水）
資料２

現状・課題

- がん検診には、①住民検診（市町村が健康増進法に基づく健康増進事業として行うがん検診）、②職域検診（保険者や事業主により福利厚生の一環として任意で実施されるがん検診）、③その他のがん検診（人間ドックなど個人が任意で受けるがん検診）がある。
- がん検診受診者のうち、住民検診を受診したのは約２～４割であり、残りは職域検診や人間ドックにおけるがん検診等を受診している。そのため、市町村は、住民のがん検診の受診状況を十分に把握できていない。
- 第４期がん対策推進基本計画では、がん検診について、「国は、受診率向上に向けて、がん検診受診率をより正確かつ精緻に、また、個人単位で把握することができるよう検討する」「国は、実施主体によらずがん検診を一体的に進めることができるよう、職域におけるがん検診について、実施状況の継続的な把握及び適切な実施に向けた課題の整理を行い、必要に応じて、その法的な位置付けも含め、がん検診全体の制度設計について検討する」とされている。
- 健康増進事業については、「より適切な指導のため、日常診療、人間ドック、献血等の健康増進事業以外の機会に実施された検査等の結果についても活用することが望ましい。」とされており、市町村は、住民検診の実施に当たり、職域におけるがん検診やその他のがん検診の結果についても、活用することが望ましい。
- 一部の市町村では、電子申請フォーム等を活用して、効率的・効果的に職域検診の受診状況等を把握している。
- 住民検診について、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を目的として、自治体システム標準化が進められており、がん検診情報の管理や受診勧奨等の効率的な実施が可能となる。
- 医療DXの一環として、PMHの仕組みを活用した自治体検診事務のデジタル化（自治体検診DX）が検討されている。

対応（案）

- 受診率向上及び適切な精度管理の実施の観点から、職域検診を含めた住民のがん検診の受診状況等を集約化し、市町村が一体的に管理することを目指してはどうか。
- 具体的な集約方法としては、市町村が受診者に対して受診勧奨を行うに当たり、まず受診者本人からがん検診の受診状況等を市町村に報告することとしてはどうか。
- 報告に当たっては、自治体検診DXを見据えつつ、電子的な方法の活用を検討してはどうか。

自治体が行うがん検診の情報に係るシステム標準化・情報連携等について

○　住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を目的として、自治体システム標準化（※）が進められており、がん検診情報の管理や受診勧奨等の効率的な実施が可能となる。

（※）地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年12月閣議決定）において、令和５年３月末時点で公表された標準仕様書（健康管理システム標準仕様書1.1版）に適合した**標準準拠システムに令和７年度末までに移行することを目指す**とされている。なお、HPV検査単独法に伴うシステム改修については健康管理システム標準仕様書2.0版に記載があり、適合基準日は令和８年４月１日）。

○　また、より適切な検診の受診勧奨等に資するよう、健康増進法において住民の転居に際し自治体間で検診結果等の情報連携を可能とすることが規定されており、令和４年６月から、中間サーバへの副本登録により個人番号を用いた情報連携や検診結果の閲覧が可能となっている。

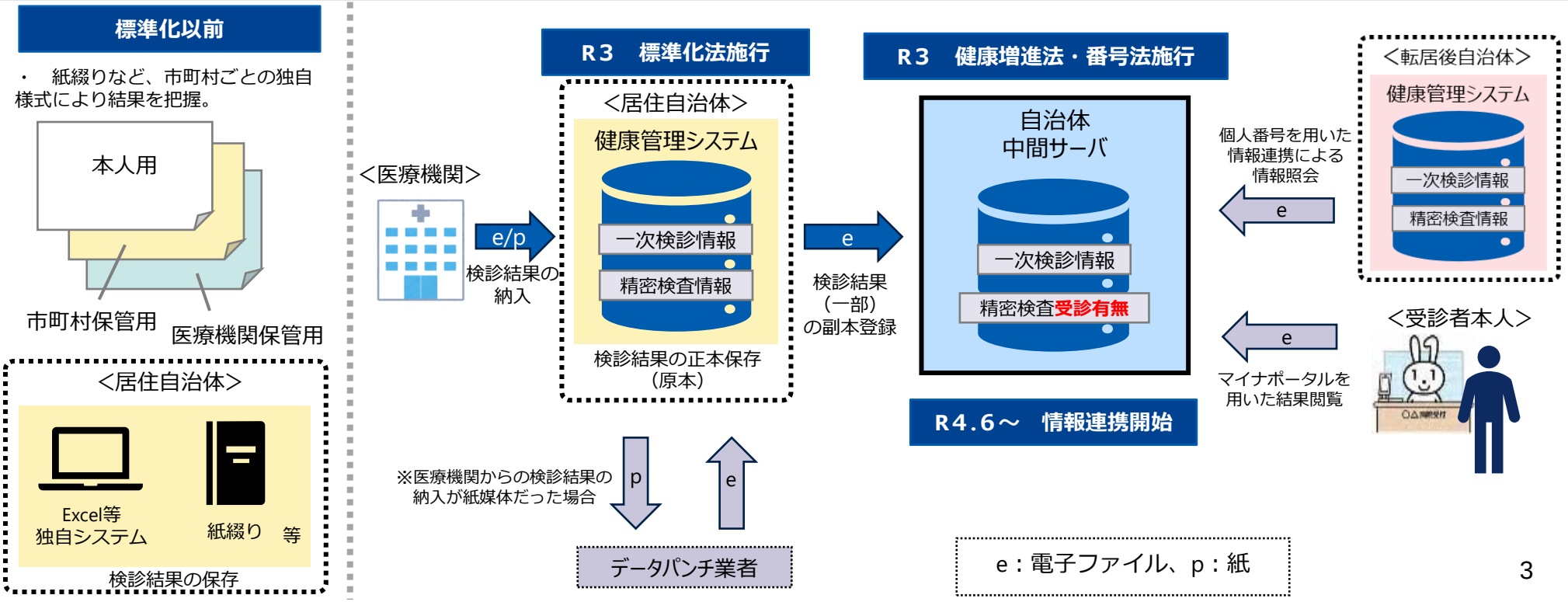

自治体検診のデジタル化【将来像（イメージ）】

第59回　厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
令和６年11月５日
資料１

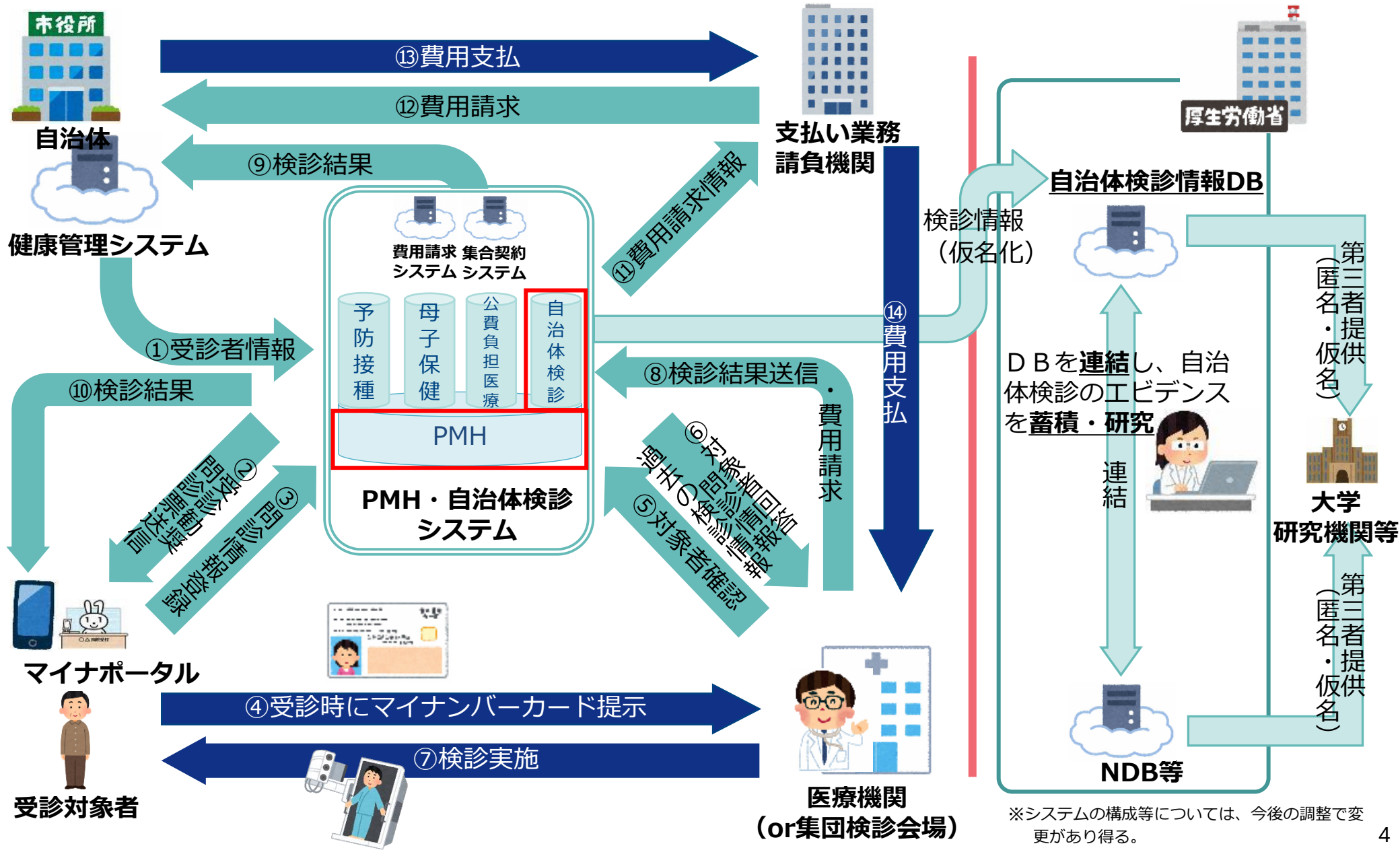

※システムの構成等については、今後の調整で変更があり得る。

前回いただいたご意見

＜がん検診情報の把握について＞

- **どのような手法で把握率**をあげていくのか今後検討が必要。
- 今後、住民による自己申告ではなく、**自治体が正確に把握する仕組みの検討**が必要。
- **精密検査の受診状況をどう把握していくのか**検討が必要。
- 住民検診と職域検診を**同列で受診率として並べることは適切ではない**。

＜受診勧奨について＞

- **受診勧奨について、**市町村だけで全てを担うことは難しい部分もあるため、**手法を検討いただきたい**。

＜医療機関との連携について＞

- 必要な精密検査や生活指導につながるよう、受診者本人だけでなく、**かかりつけ医にもしっかりと情報が伝わる仕組みの検討**が重要。

＜医療DXについて＞

- 医療DXを含めた今後の**スケジュール**を示してほしい。
- デジタル化についていけない方もしっかりとサポートしながら、誰もがデジタル化のメリットを享受できるような慎重で丁寧な進め方が必要。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正案

以下のとおり指針を改正することとしてはどうか。

第1・第2　（略）
第3　がん検診
　1　総則
　（1）（略）
　（2）実施体制
　　がん検診の実施体制は、次のとおりとする。
　　①（略）
　　② 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域内に居住地を有する者の職域等がん検診（市町村が健康増進事業として実施するがん検診以外のがん検診であって、2から7までに規定する検診項目（3に規定するHPV検査単独法を除く。）によるものをいう。以下同じ。）の受診状況（以下「職域等がん検診情報」という。）を把握し、職域等がん検診情報も踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めること。なお、把握する職域等がん検診情報の具体的な項目は様式例1から5までを参照することとし、把握に当たっては電子的な方法を用いる等、市町村の実態に応じて、効率的な実施に努めること。
　　③～⑦（略）
　（3）（略）
　（4）実施回数等
　　①・②（略）
　　③（中略） 各検診の受診率は、職域等がん検診の受診者を含む受診者数又は含まない受診者数のそれぞれについて、以下の算定式により算定する。

　　＜1年に1回の場合＞
　　受診率＝（当該年度の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

　　＜2年に1回の場合＞
　　受診率＝（（前年度の受診者数）＋（当該年度の受診者数）－（前年度及び当該年度における2年連続受診者数））／（当該年度の対象者数＊）×100
　　＊対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

　　＜5年に1回の場合（HPV検査単独法による子宮頸がん検診）＞
　　受診率＝（当該年度及び過去4か年度の間にHPV検査単独法による子宮頸がん検診を1度以上受診した者の数＊）／（当該年度の対象者数＊＊）×100
　　＊追跡検査のみの受診者は除く。
　　＊＊対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

　　④（略）
　（5）・（6）（略）
　2～8（略）

受診勧奨イメージ（例：胃がん検診（２年に１回の受診を推奨））

受診対象者全員に対して適切な受診間隔でがん検診を受ける必要がある旨を通知し、実施主体によらずがん検診を受けていない者に対して具体的に受診を案内することとする。

受診勧奨における設問例

設問①	選択肢
今年度又は昨年度に胃部エックス線検査（バリウムによるレントゲン撮影）又は胃内視鏡検査（胃カメラ）を受けましたか（複数回答可）。	１．胃部エックス線検査を受けた ２．胃内視鏡検査を受けた ３．どちらも受けていない ４．わからない

【３・４】を選択した者 → 受診を案内/問診票の記入

【１・２】を選択した者

設問②	選択肢
がん検診（※）として受診したものが含まれますか。 （※）市区町村が実施した検診、勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。	１．はい ２．いいえ ３．わからない

【２・３】を選択した者 → （必要に応じて）受診を案内/問診票の記入

【１】を選択した者

設問③	選択肢
②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回受けた方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。	１．今年度 ２．昨年度

受診を案内しないが
要精検であれば精密検査が必要である旨を通知

健康増進事業報告（案）

令和９年度以降の健康増進事業報告（※）について、職域等がん検診情報についても報告を求めることとしてはどうか。

（※）市区町村が行う健康増進事業について、都道府県・指定都市・中核市が厚生労働省に対して報告を行う。毎年６月末までに報告することとしている。

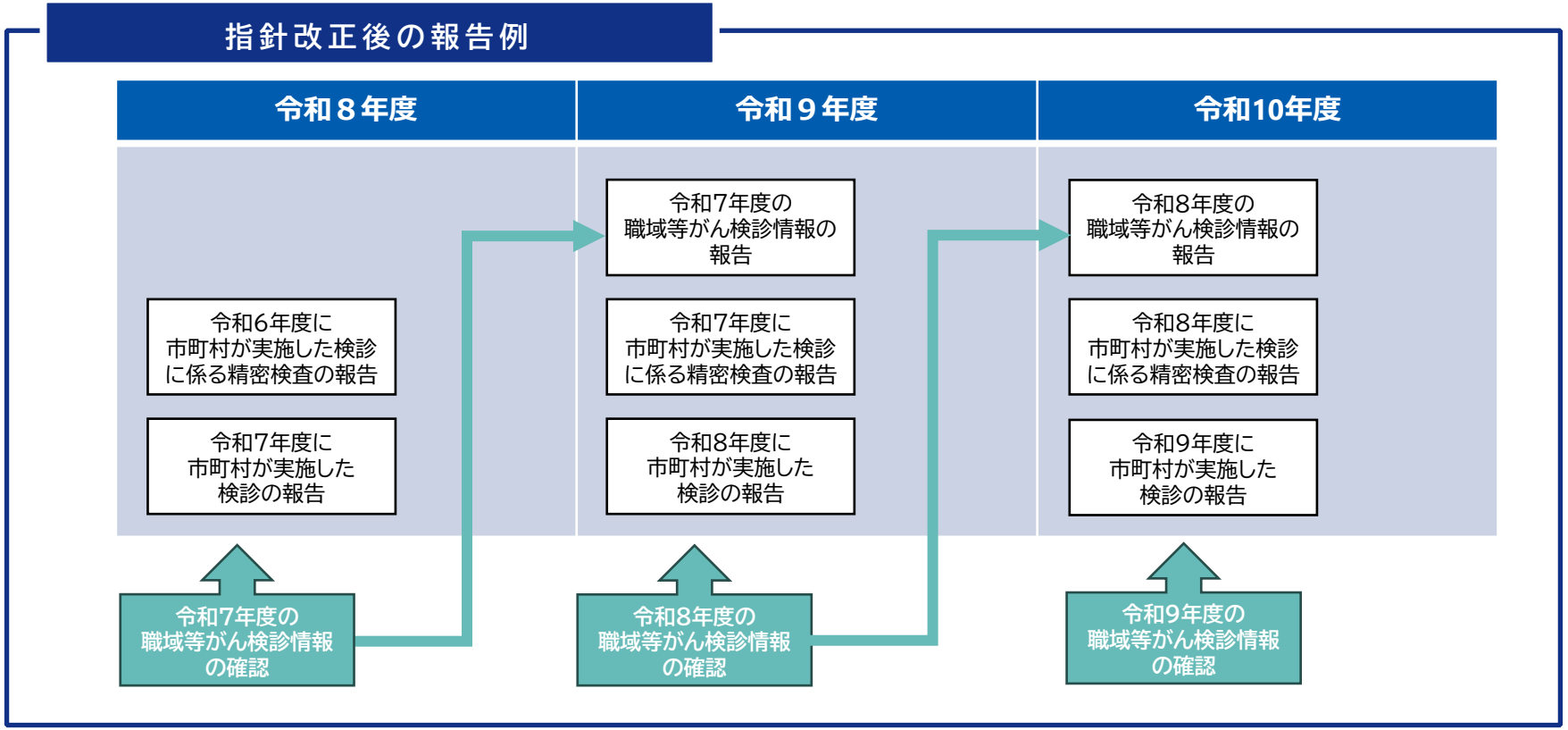

指針改正後のフロー

○　職域等がん検診情報を事前に確認することで、

①　職域等がん検診を含めた正確な受診率等の把握により、より適切な**受診率向上の取組や精度管理が可能**になる。

②　適切なタイミング・対象者に対する受診勧奨により**不要な受診を防ぎ、効率的に受診勧奨を行う**ことができる。

③　職域等がん検診での要精検未受診者に対する受診勧奨により、**早期発見・早期治療**につながる。

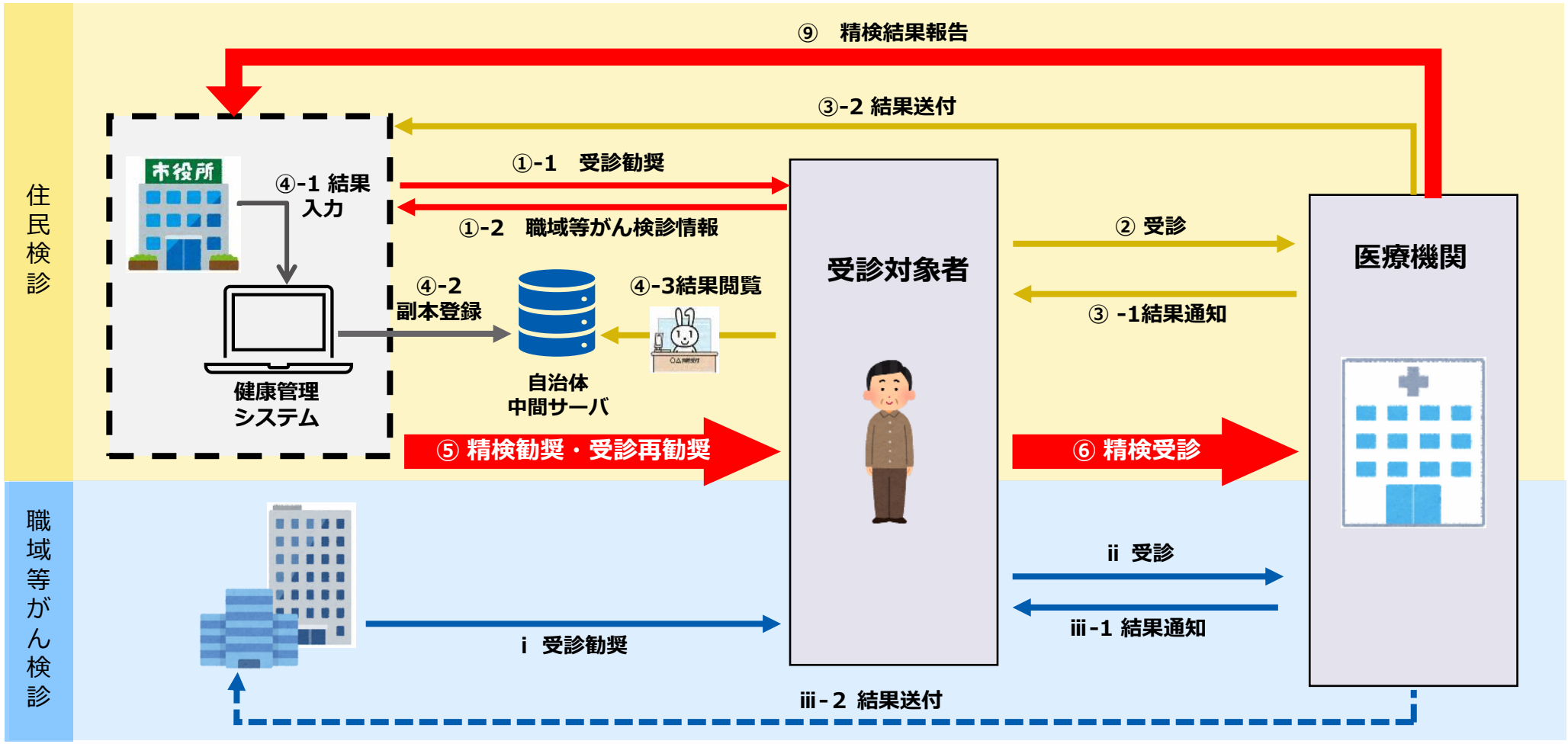

がん検診情報の一体的な把握の目指す姿（イメージ）

○　職域等がん検診情報について、本人同意のもと正確な受診状況等を市町村が把握する仕組みの構築を検討してはどうか。

○　仕組みの構築に当たって現時点で想定される課題は以下のとおり。
- 医療機関が報告する検診結果について、住民検診における様式と職域等がん検診における様式に差異があり、統一的なデータ処理ができないこと
- 職域等がん検診で実施された検診結果を電子的に本人に送付するための仕組みが必要であること

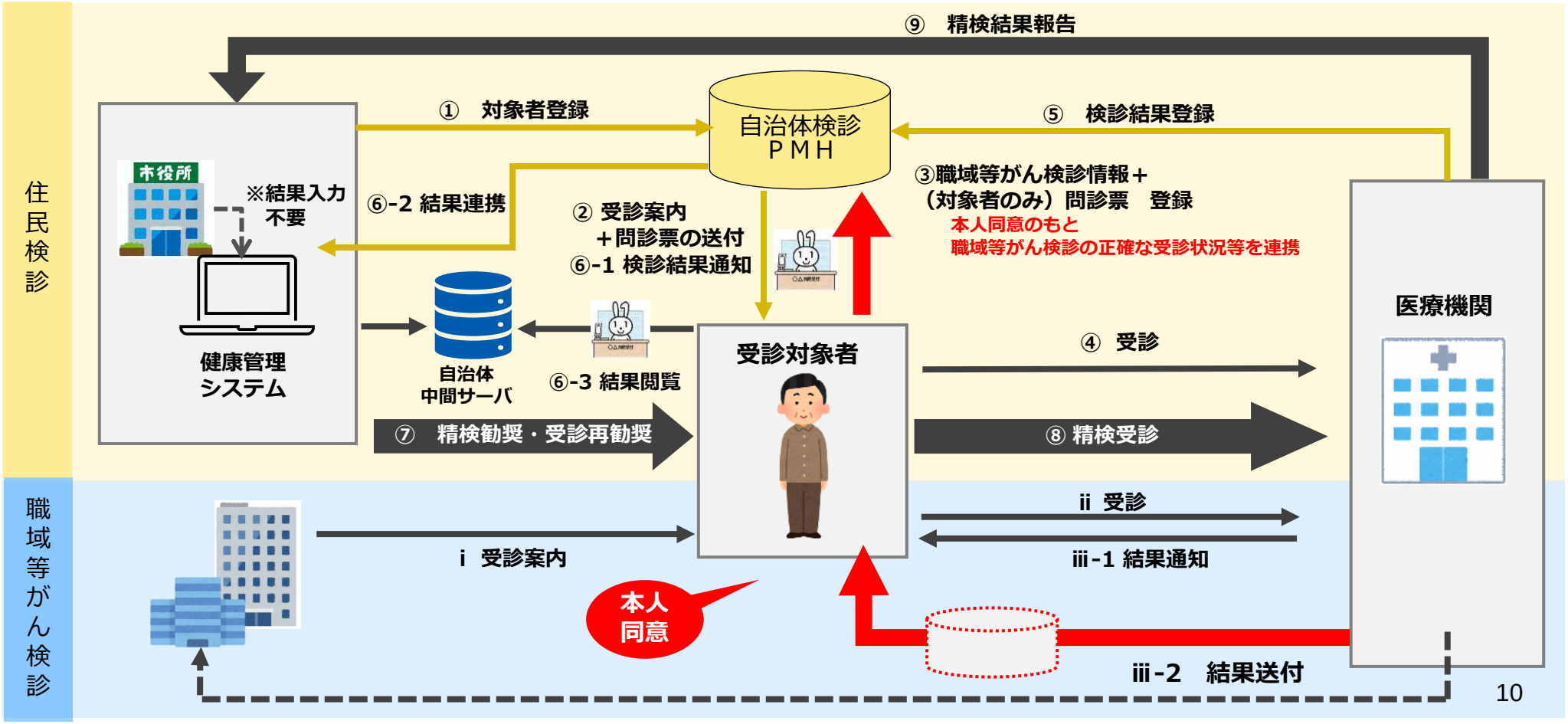

導入スケジュール（案）

本制度改正については、自治体検診DXの状況も考慮しながら、以下のスケジュールで導入してはどうか。

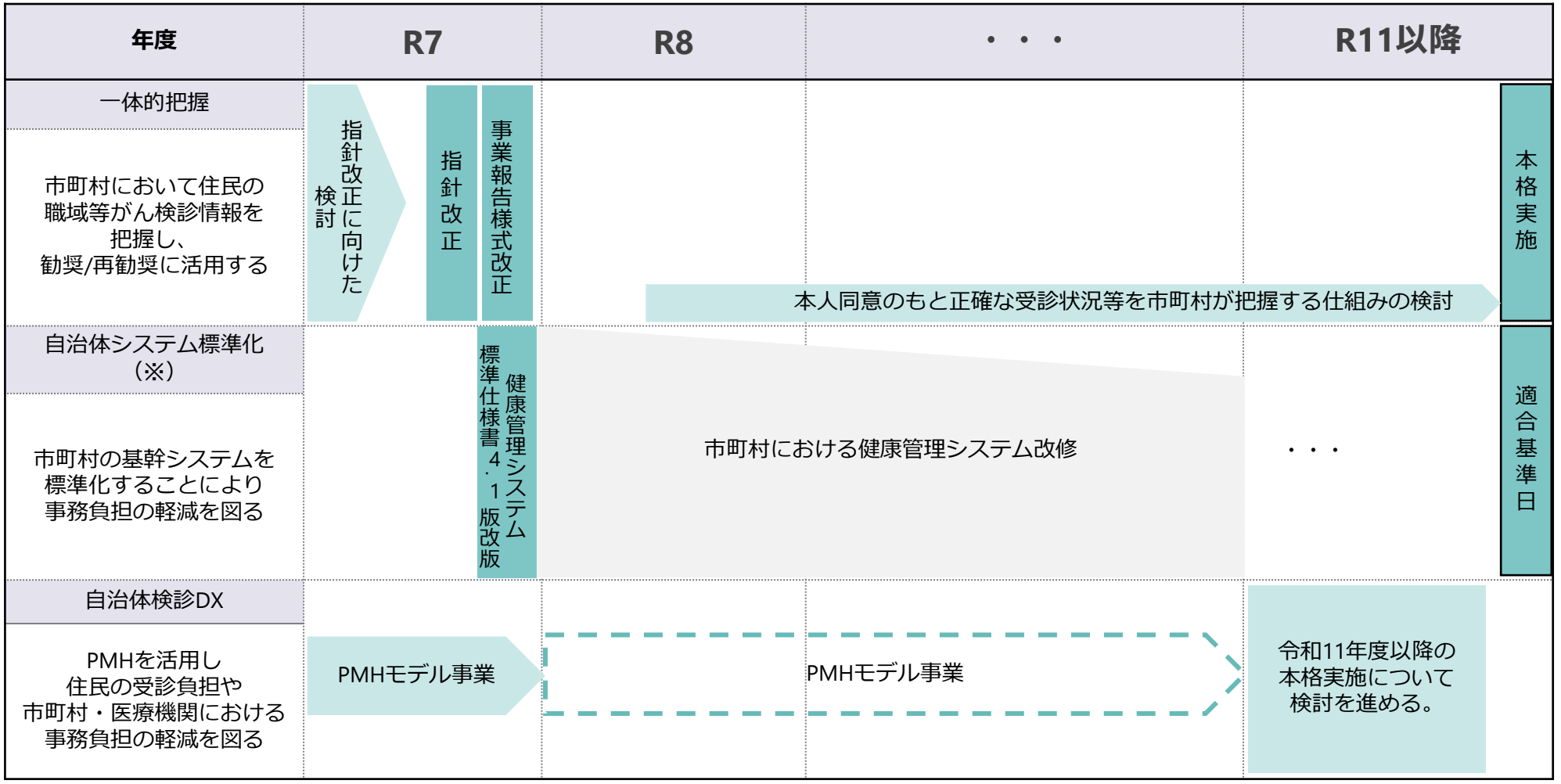

（※）健康管理システム標準仕様書1.1版に適合した標準準拠システムに令和７年度末までに移行することを目指すとされている。
一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設ける。

第44回がん検診のあり方に関する検討会	資料２－１
令和７年６月23日（月）	

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

ＨＰＶ検査単独法の導入状況について

厚生労働省
健康・生活衛生局がん・疾病対策課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

市区町村におけるHPV検査単独法の導入状況

準備が整った自治体から順次導入しているが、令和８年度以降、県下一斉導入に向けて動いている自治体が複数ある。

■ 調査方法

厚生労働省が一斉通知・照会システムにより調査
（回答期間：令和７年５月12日～６月19日）

■ 回答数

1741自治体中1555自治体が回答（回答率89.3%）

市区町村における導入状況

すでに導入している（回答時点）	４自治体
令和７年度に導入予定	５自治体
令和８年度に導入予定	31自治体
令和９年度以降導入予定	23自治体
導入予定だが時期を検討中	278自治体
導入するかどうかを検討中	737自治体
導入予定なし	477自治体

令和６年度に実施したHPV検査単独法導入に向けた研修受講状況

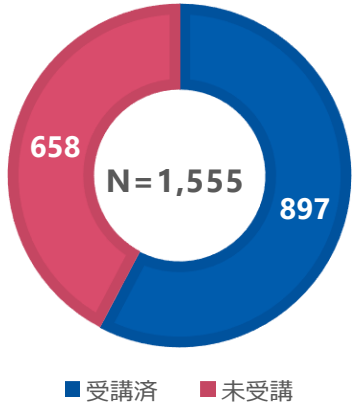

HPV検査単独法導入に当たっての健康管理システムの改修予定

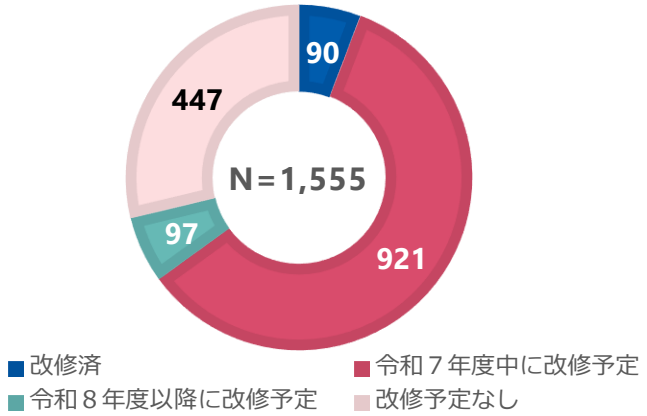

CITY OF YOKOHAMA

第44回がん検診のあり方に関する検討会	資料２－２
令和７年６月23日（月）	

子宮頸がん検診ＨＰＶ検査単独法導入に向けた横浜市の取組

令和７年１月開始までの経過と実施状況

２０２５年６月２３日
横　浜　市　医　療　局

OPEN YOKOHAMA 横浜市

子宮頸がん検診へ「ＨＰＶ検査単独法」を導入

・令和７年１月から、30歳から60歳の女性を対象に
　国の指針に基づく　子宮頸がん検診「HPV検査単独法」を開始

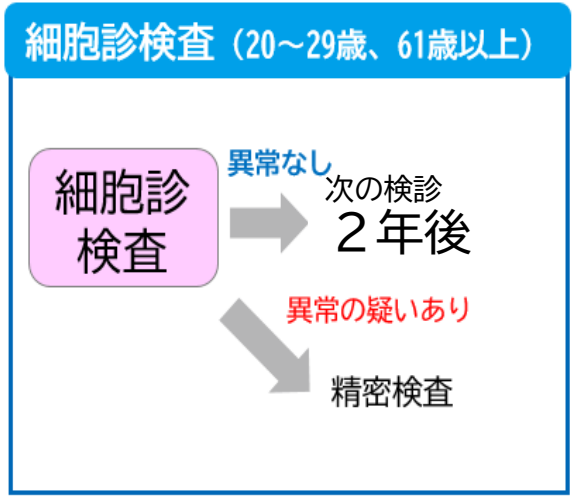

自己負担額1,360円

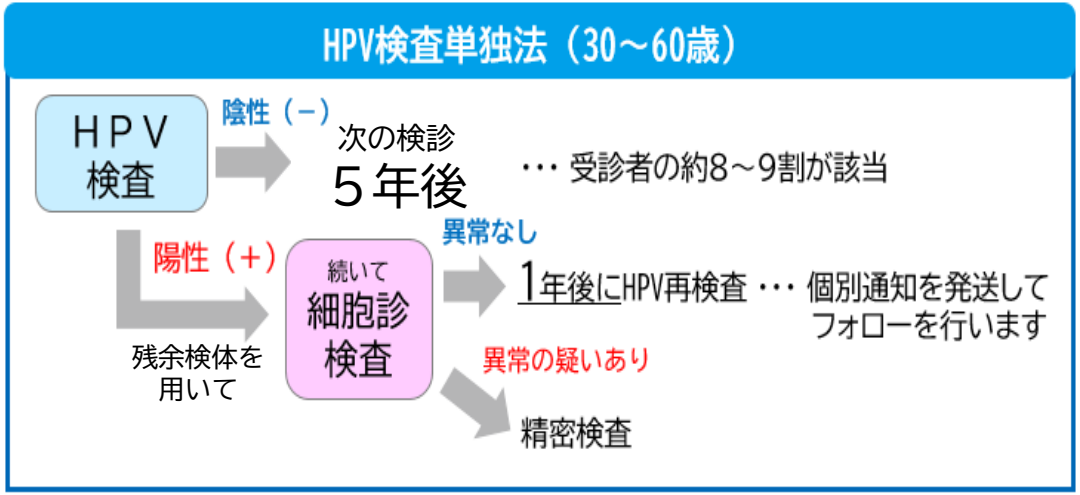

自己負担額：2,000円　※１年後フォローの方も

はじめに①

これまでの　横浜市子宮頸がん検診（個別検診）

横浜市子宮頸がん検診（細胞診検査）　※令和６年12月まで 20歳以上の女性｜2年度に1回｜1,370円	
検診実施医療機関数	約190か所
年間受診者数	約11万人
受診率（令和4年国民生活基礎調査）	43.6%
精密検査受診率（健康増進事業報告）	57%

20歳以上女性の人口　約160万人（69歳未満：約118万人、30－60歳：約78万人）

はじめに②

- 令和５年度　がん検診のあり方に関する検討会：厚生労働省
  （子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入について）
  ６月、８月、12月、２月

- ６年１月29日：令和６年度横浜市予算案公表（2月7日上程、3月25日議決）
  「子宮頸がん検診におけるHPV検査の単独法導入」・・・準備が整いしだい開始

- ６年２月14日：がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針一部改正：厚生労働省
  「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」公開

- ６年３月26日：HPV検査単独法による子宮頸がん検診の導入に向けた
  精度管理支援研修会：厚生労働省（受講）

HPV検査単独法を導入する市町村の要件

①指針に沿って実施するとともにマニュアルを活用すること
②HPV検査単独法導入に向けた研修等を導入前に受講していること
③個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡するため、受診者の情報と検診結果を保存するデーターベース等を有すること
④HPV検査単独法を導入するにあたっては、新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施医療機関等の理解と協力が得られていること
⑤HPV検査単独法を導入するにあたっては、新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと

目次

１　検診運営委員会
２　検診システムの整備
３　導入に向けた具体的な取組
４　対象者への受診勧奨
５　令和６年度実績
６　令和７年度の主な取組

1　子宮頸がん検診運営委員会（概要）

「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」に基づき準備を進める。

令和６年度：４月**「横浜市子宮頸がん検診運営委員会」**設置

委員13名（産婦人科医、横浜市医師会、行政、学識経験者）

４～９月は毎月１回、（１月のHPV検査導入後）３月に１回、計７回開催

≪主な論点≫
・対象年齢、受診間隔の確認
・初年度対象者の考え方
　妊婦/61歳以降/確定精検後の取扱いについて
・検査機関の対応状況の確認・調整の報告
・液状化検体導入について
・システムの改修状況
・検診票の作成
・子宮頸がん検診HPV検査単独法の手引きについて
・市民向け啓発リーフレット、医療機関向けＱ＆Ａの作成　など

「横浜市子宮頸がん検診運営委員会」　委員13名

横浜市

6年度　委員

敬称略、50音順、所属・役職は6年度時点

＜有識者＞

一色　聡一郎（横浜市医師会常任理事）
大久保　一郎（筑波大学名誉教授(横浜市衛生研究所長)）※1
加藤　久盛　（神奈川県予防医学協会　婦人科部長）※1
小関　聡　　（横浜市産婦人科医会会長）
斎藤　博　　（青森県立中央病院　医療顧問）※1
櫻井　明弘　（横浜市産婦人科医会常任幹事）
佐治　晴哉　（神奈川県立がんセンター　婦人科部長）※2
筑丸　志津子（横浜市医師会副会長）
林　　康子　（やすこレディースクリニック）※2
水谷　隆史　（横浜市医師会常任理事）
宮城　悦子　（横浜市立大学附属病院　産婦人科部長）

＜行政＞

修理　淳　　（横浜市保健所長）
船山　和志　（横浜市金沢区福祉保健センター長）

※1　横浜市がん検診協議会委員
※2　横浜市医師会　子宮頸がん検診精度管理委員会委員

2　検診システムの整備

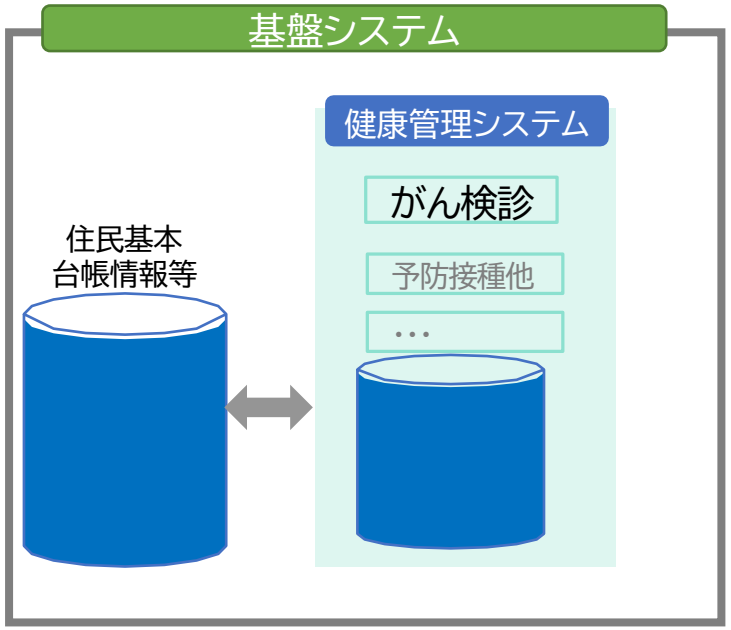

厚生労働省ホームページに
「健康管理システム標準仕様書」が掲載されています

地方公共団体情報システム標準化へ移行予定

○　既存の健康管理システムをＨＰＶ検査単独法の項目に合わせるため、改修を実施

○　検診情報を記録し追跡検査等へ適切なタイミングでお知らせするため、住民情報とがん検診の記録を連動

【主な改修】

・検診対象者固有の番号を付番

・対象者抽出機能の付加

（転入者,年齢抽出,追跡検査対象者抽出）

【課題】

・健康管理システムの標準化に際して、HPV検査単独法の記録も管理できるようにしていく必要

３　導入に向けた具体的な取組

（１）HPV検査法単独法の導入に向けた調整

■　検査会社との調整

・がん検診実施医療機関へアンケート調査により、利用している検査会社を確認
→利用の多い検査会社（６社）へアンケート調査、ヒアリングを実施
　　マニュアルに示す５種の検査、４種の液状化検体採取用バイアルへの対応可否、
　　対応可能時期、処理可能件数等を確認

■　がん検診実施医療機関との調整

・直接塗抹法から液状化検体法への移行（移行期間として３か月）
令和元年度から直接塗抹法に加え、液状化検体法、どちらでも可としていた。
→令和６年７月通知：10月からは液状化検体法へ→１月からHPV検査単独法へ

3　導入に向けた具体的な取組

（2）検査方法の周知、説明方法

・受診者や市民向けの啓発資料、説明資料について

厚生労働科学研究費補助金「子宮頸がん検診におけるHPV検査導入に向けた実際の運用と課題の検討のための研究」班

リーフレット

追跡検査受診案内

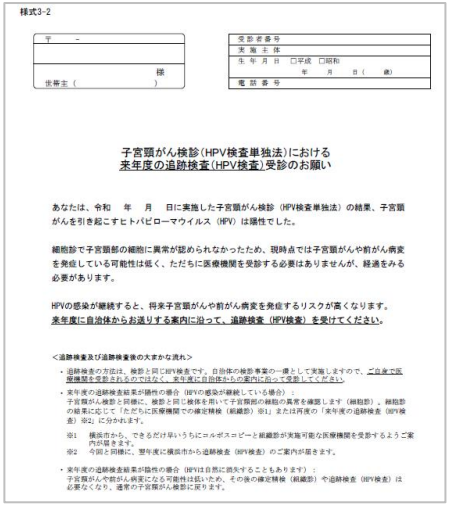
様式3-2
〒　－
様
依頼主（　）
受診者番号
実施主体
生年月日　□平成　□昭和
年　月　日（　歳）
電話番号
子宮頸がん検診（HPV検査単独法）における
来年度の追跡検査（HPV検査）受診のお願い
あなたは、令和　年　月　日に実施した子宮頸がん検診（HPV検査単独法）の結果、子宮頸がんを引き起こすヒトパピローマウイルス（HPV）は陽性でした。
細胞診で子宮頸部の細胞に異常が認められなかったため、現時点では子宮頸がんや前がん病変を発症している可能性は低く、ただちに医療機関を受診する必要はありませんが、経過をみる必要があります。
HPVの感染が継続すると、将来子宮頸がんや前がん病変を発症するリスクが高くなります。
来年度に自治体からお送りする案内に沿って、追跡検査（HPV検査）を受けてください。
<追跡検査及び追跡検査後の大まかな流れ>
・追跡検査の方法は、検診と同じHPV検査です。自治体の検診事業の一環として実施しますので、ご自身で医療機関を受診されるのではなく、来年度に自治体からの案内に沿って受診してください。
・来年度の追跡検査結果が陰性の場合（HPVの感染が継続している場合）：
子宮頸がん検診と同様に、腟腔と同じ検体を用いて子宮頸部の細胞の異常を確認します（細胞診）。細胞診の結果に応じて「ただちに医療機関での確定精検（組織診）※1」または「来年度の追跡検査（HPV検査）※2」に分かれます。
※1　横浜市から、できるだけ早いうちにコルポスコピーと組織診が実施可能な医療機関を受診するようご案内が届きます。
※2　今回と同様に、翌年度に横浜市から追跡検査（HPV検査）のご案内が届きます。
・来年度の追跡検査結果が陽性の場合（HPVは自然に消失することもあります）：
子宮頸がんや前がん病変になる可能性は低いため、その後の確定精検（組織診）や追跡検査（HPV検査）は必要なくなり、通常の子宮頸がん検診に戻ります。

確定精検受診案内

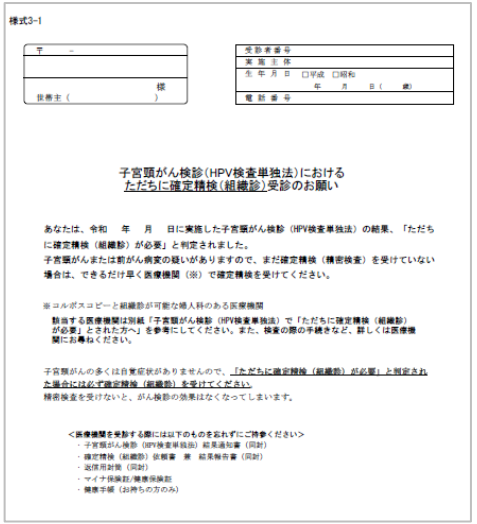
様式3-1
〒　－
様
依頼主（　）
受診者番号
実施主体
生年月日　□平成　□昭和
年　月　日（　歳）
電話番号
子宮頸がん検診（HPV検査単独法）における
ただちに確定精検（組織診）受診のお願い
あなたは、令和　年　月　日に実施した子宮頸がん検診（HPV検査単独法）の結果、「ただちに確定精検（組織診）が必要」と判定されました。
子宮頸がんまたは前がん病変の疑いがありますので、まだ確定精検（精密検査）を受けていない場合は、できるだけ早く医療機関（※）で確定精検を受けてください。
※コルポスコピーと組織診が可能な婦人科のある医療機関
該当する医療機関は別紙「子宮頸がん検診（HPV検査単独法）で「ただちに確定精検（組織診）が必要」とされた方へ」を参考にしてください。また、検査の際の手続きなど、詳しくは医療機関にお尋ねください。
子宮頸がんの多くは自覚症状がありませんので、「ただちに確定精検（組織診）が必要」と判定された場合には必ず確定精検（組織診）を受けてください。
精密検査を受けないと、がん検診の効果はなくなってしまいます。
<医療機関を受診する際には以下のものを忘れずにご持参ください>
・子宮頸がん検診（HPV検査単独法）結果通知書（同封）
・確定精検（組織診）依頼書　兼　結果報告書（同封）
・返信用封筒（同封）
・マイナ保険証/健康保険証
・健康手帳（お持ちの方のみ）

３　導入に向けた具体的な取組

（２）検査方法の周知、説明方法

・医療機関向けの説明資料、Ｑ＆Ａについて
厚生労働科学研究費補助金
「ＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診に関する普及啓発に係る医療機関向けツールの開発のための研究」班
HPV検査単独法による子宮頸がん検診資材を用いた検診実施施設説明用_補助スライド付き動画

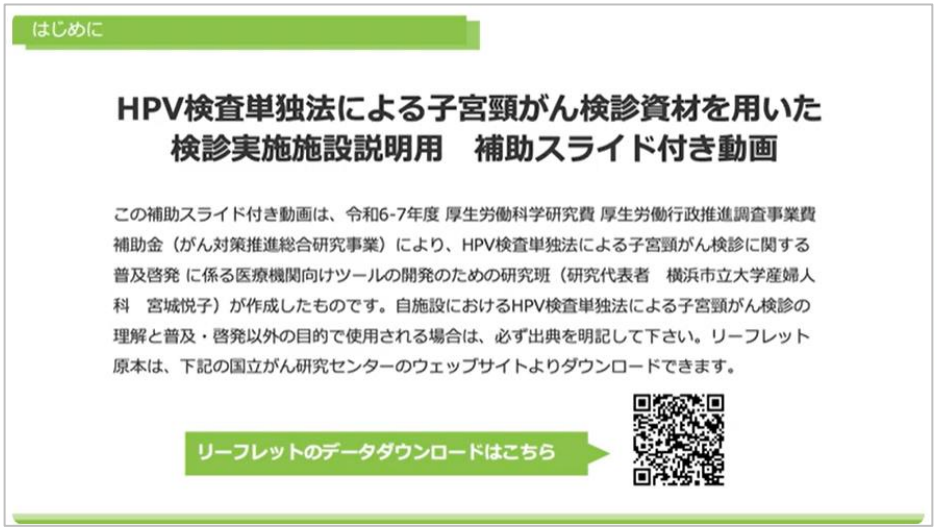

https://www.youtube.com/watch?v=5pOtRcCGLxw

3　導入に向けた具体的な取組

（3）検診票の作成

マニュアルに定める項目を記録するため、新たな検診票を検診運営委員会で検討

【問診項目】（概要）
1. 月経以外の出血等
2. 月経異常の有無
3. 子宮頸部疾患の罹患歴
4. 子宮頸がんの治療歴
5. 子宮の手術歴
6. 性交渉の経験の有無
7. ワクチン接種の有無
8. 最終月経
9. 妊娠の有無（週数）

【検診項目】（項目のみ）
□視診・内診
□検体採取用バイアル
□HPV検査結果判定医療機関
□細胞検査士
□報告年月日
□採取器具
□HPV検査名
□細胞検査所
□細胞診専門医
□ HPV検査（判定・結果）
（陽性の場合）□標本の適否　□細胞診断

※下線：HPV検査単独法用に新たに追加

記載するのは
検査会社or医療機関？

➡判定　HPV（－）　→精検不要（5年後検診）
HPV（＋）・細胞診NILM　→判定不能（1年後HPV検査）
HPV（＋）・細胞診ASC-US以上　→判定不能（直ちに精密検査へ）
判定不能または不適正　→判定不能（直ちに精密検査へ）

３　導入に向けた具体的な取組

（４）実施医療機関に向けた説明会の開催等

〇手引き等の作成
　厚労省のマニュアルに基づき、手引き・Ｑ＆Ａを作成
　運営委員会にて意見をいただいた。

〇説明会の開催
　開催日程：令和６年11月
　対象：実施医療機関、検査機関（７社）
　実施形態：対面とオンラインのハイブリッド　後日オンデマンド配信
　内容：HPV検査単独法の概要【説明者：佐治晴哉先生（検診運営委員会委員 兼 精度管理委員会委員）】
　　横浜市における検討の経過
　　手引きの解説等
　　検診実施にあたっての留意事項
　　事務手続き（対象者への受診のご案内、検診票・請求書の発送等）

有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン作成委員会委員

３　導入に向けた具体的な取組

（５）委託料／自己負担額の設定

- 検診実施医療機関への委託料は、医科診療報酬点数表に基づき積算

【主な項目】
基本診療料（初・再診料）
細胞診（液状化検体）
検体検査実施料（HPV核酸検出）
検体検査判断料
検体採取料　　等

子宮頸がん検診（ＨＰＶ検査単独法）

検診項目		単価	人数	金額
通常検査分	基本診療料	円	人	円
	ＨＰＶ検査（対面）	円	人	円
	ＨＰＶ検査（郵送）	円	人	円
	トリアージ精検（細胞診）	円	人	円
再検査分※	再検査（ＨＰＶ検査）	円	人	円
	再検査（トリアージ精検（細胞診））	円	人	円
計　【A】				円
消費税相当額（A×消費税率）　【B】				円
受診者負担額　【C】		2,000円	人	円
請求額　（A＋B－C）				円

※ＨＰＶ検査が判定不能又はトリアージ精検（細胞診）の標本の適否が不適正により、再検査を実施した件数を記入してください。

３　導入に向けた具体的な取組

（６）受診対象者、受診間隔の考え方

令和７年１月からの導入にあたり、２年に１回の子宮頸がん検診の受診機会を確保するため、６年４月以降に子宮頸がん検診を受診した方を除き、対象年齢の方すべてに受診券を送付した。

HPV検査陰性の方は次の検査は５年後となるが、30, 35, 40, 45, 50, 55, 60歳の節目年齢へ統一していくため、次回の受診が５年後にならない方も多い。

＜対応＞

厚生労働省からの助言を受けつつ、
運営委員会において、経過措置の対象となる方については、
５年の間隔をあけずに次の節目年齢で受診することが妥当であることを検討。

	HPV(-)の場合		HPV(-)の場合	
初回受診	受診間隔	次の受診	受診間隔	次の受診
30歳	5年	35歳	5年	40歳
31歳	4年	35歳	5年	40歳
32歳	3年	35歳	5年	40歳
33歳	2年	35歳	5年	40歳
34歳	1年	35歳	5年	40歳

・わかりやすく周知するため、横浜市ＨＰにて年齢別、受診状況別の早見表を作成

４　対象者への受診勧奨

（１）令和７年１月～８年３月末の対象者（①②を満たす方）

① 市内在住の30歳以上60歳以下の女性　約78万人

② 令和６年４月から12月末までに横浜市子宮頸がん検診を受診していない方

（令和６年４月から12月末までに受診した方は、令和８年度に受診できます。）

発送	対象者
12月20日	国民健康保険加入の　30歳～60歳女性
１月10日	他の健康保険に加入の　30歳～45歳女性
１月24日	他の健康保険に加入の　46歳～60歳女性

4　対象者への受診勧奨

（1）送付物

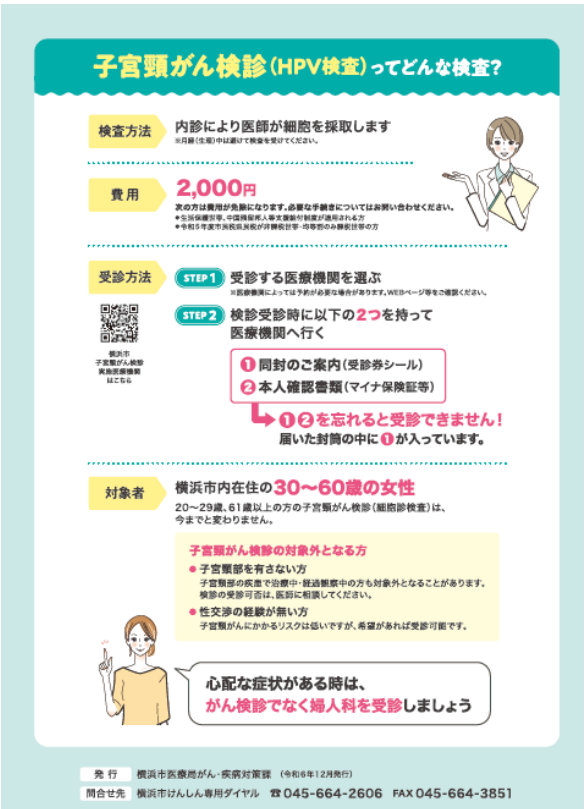

まとめ：１年間の動き

横浜市

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会	①	②	③	④	⑤	⑥						⑦
委託契約						委託料 自己負担額確定			★ 契約	開始		
							検診票、手引き作成・配付					
検査関係		検査会社 ｱﾝｹｰﾄ・ ﾋｱﾘﾝｸﾞ						開始時期を周知				
医療機関		検査方法 アンケート		液状化検体法に移行				★説明会 検査会社 と契約				
広報							受診案内・受診券作成		発送			
								★広報よこはま11月号、 デジタルサイネージ				
システム改修		システム改修要件定義					システム改修（市及び委託先）					

５　令和６年度実績

（１）横浜市子宮頸がん検診受診者数の推移

［人］

	細胞診検査	ＨＰＶ検査単独法	計
令和3年度	111,525	-	111,525
令和4年度	109,776	-	109,776
令和5年度	109,766	-	109,766
令和6年度	100,314	16,801	117,115

前年より7,349人増

5　令和6年度実績

（1）横浜市子宮頸がん検診受診者数の推移

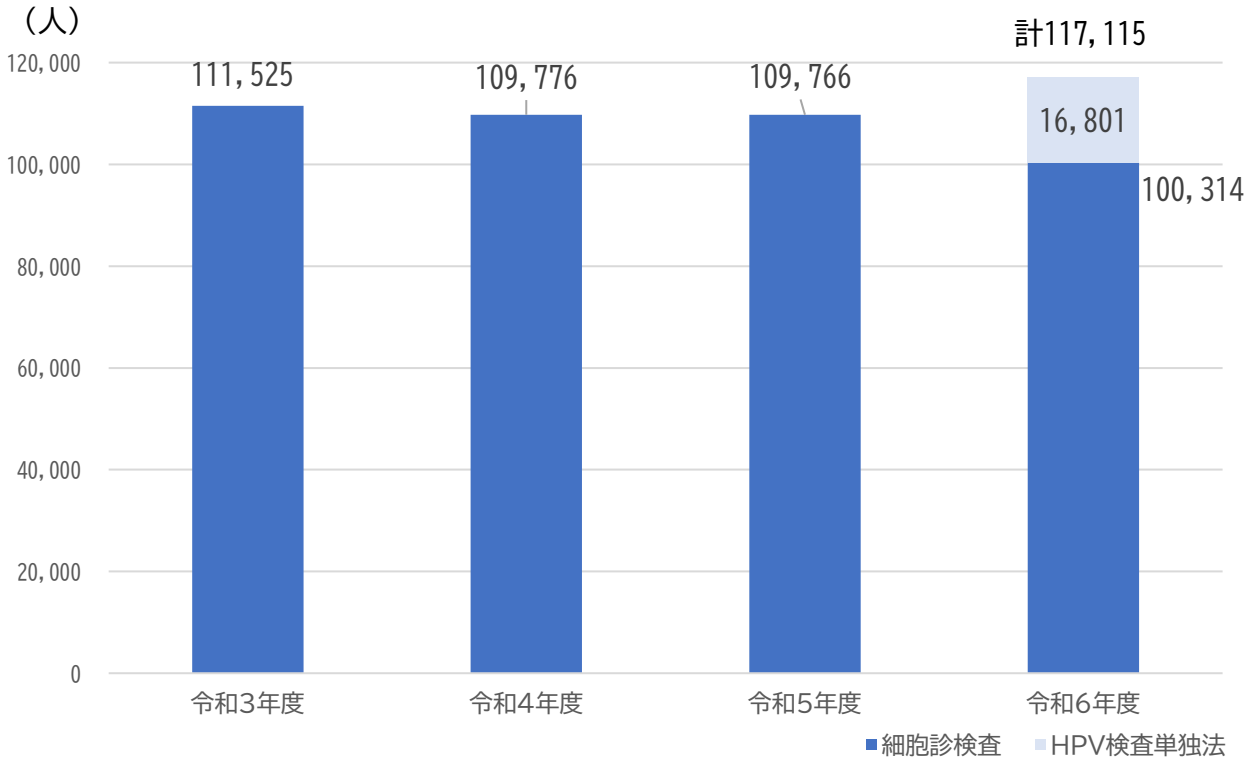

5　令和６年度実績

（２）横浜市子宮頸がん検診（HPV検査単独法）受診者の内訳

令和7年1～3月受診者数※

※1～3月に請求があった受診者のデータを集計したもの

年代	受診者数[人]					割合			
	計	HPV（－）	HPV（＋）		判定不能	HPV（－）	HPV（＋）		判定不能
			細胞診（－）	細胞診（＋）			細胞診（－）	細胞診（＋）	
30～39歳	6,175	5,615	348	212	0	90.9%	5.6%	3.4%	0.0%
40～49歳	5,425	5,136	182	106	1	94.7%	3.4%	2.0%	0.0%
50～60歳	5,201	5,031	128	41	1	96.7%	2.5%	0.8%	0.0%
計	**16,801**	**15,782**	**658**	**359**	**2**	**93.9%**	**3.9%**	**2.1%**	**0.0%**

5年後（節目年齢）の検診へ

1年後のHPV検査へ

精密検査へ

注：50～60歳には61歳時点での受診者（1名）を含む

パーセンテージは四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります

5　令和６年度実績

（２）横浜市子宮頸がん検診（HPV検査単独法）受診者の内訳

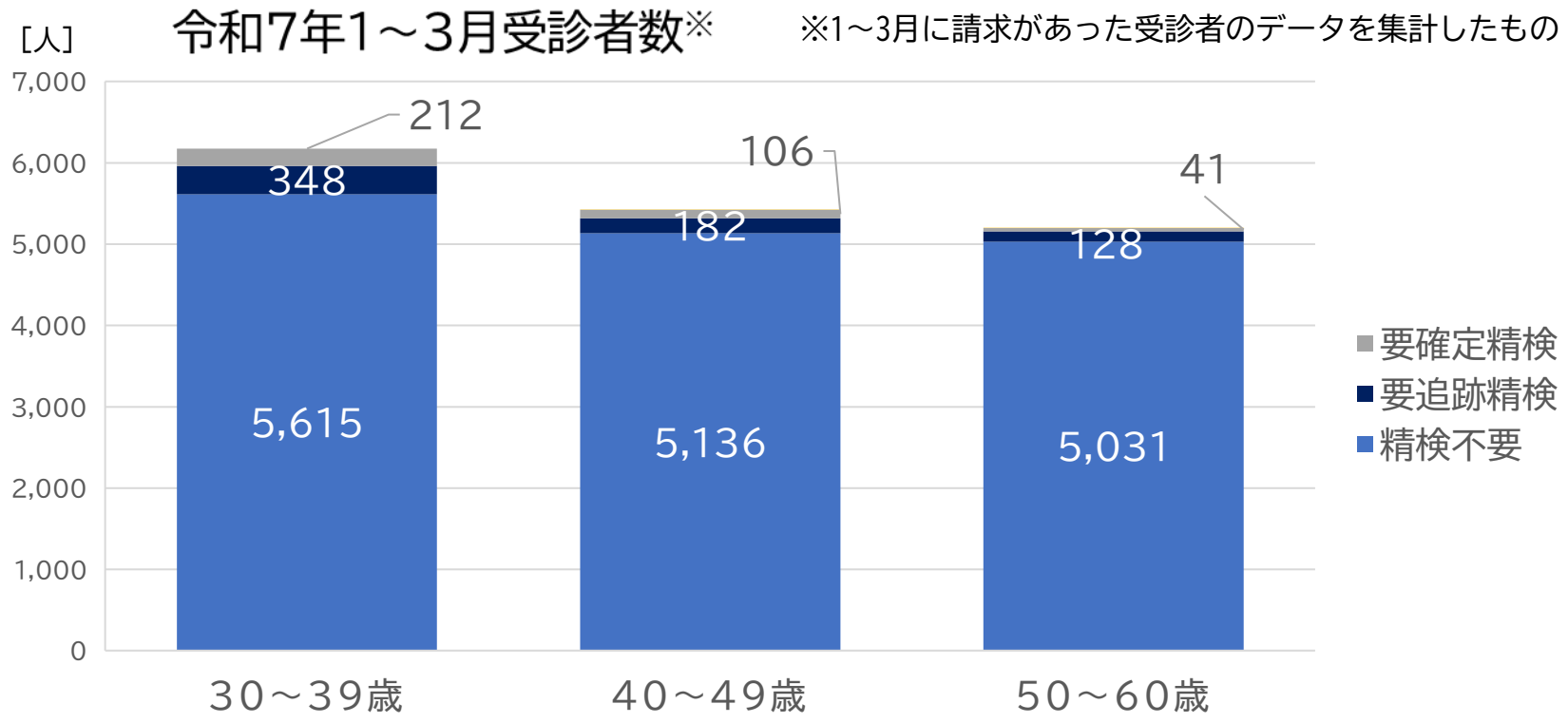

注：50～60歳には61歳時点での受診者（1名）を含む

６　令和７年度の主な取組

・随時：発行希望に応じた受診券発行（市外から転入した方、紛失した方）
　　電子申請、コールセンター（横浜市けんしん専用ダイヤル）で受付

・年２回：市外から転入した方への受診券発行（上半期、下半期）

・７月：運営委員会開催
　　議題案：１年後追跡検査の方への受診勧奨について
　　精密検査の受診状況、勧奨について

・１年後追跡検査の方への受診勧奨通知の発送

・８年度初回受診対象の方への受診勧奨通知の発送
（６年度子宮頸がん細胞診検査受診者、節目年齢の方）

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

第 44 回がん検診のあり方に関する検討会	資料３
令和７年６月 23 日（月）	

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針　新旧対照表（案）

改正後	改正前
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　がん検診	第３　がん検診
１　総則	１　総則
（１）（略）	（１）（略）
（２）実施体制	（２）実施体制
がん検診の実施体制は、次のとおりとする。	がん検診の実施体制は、次のとおりとする。
①　（略）	①　（略）
②　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域内に居住地を有する者の職域等がん検診（市町村が健康増進事業として実施するがん検診以外のがん検診であって、２から７までに規定する検診項目（３に規定するHPV検査単独法を除く。）によるものをいう。以下同じ。）の受診状況（以下「職域等がん検診情報」という。）を把握し、職域等がん検診情報も踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めること。なお、把握する職域等がん検診情報の具体的な項目は様式例１から５までを参照することとし、把握に当たっては電子的な方法を用いる等、市町村の実態に応じて、効率的な実施に努めること。	（新設）
③　（略）	②　（略）
④　（略）	③　（略）

⑤　（略）	④　（略）
⑥　（略）	⑤　（略）
⑦　（略）	⑥　（略）
（３）（略）	（３）（略）
（４）実施回数等	（４）実施回数等
①・②　（略）	①・②　（略）
③　HPV 検査単独法による子宮頸がん検診については、原則として、同一人について５年に１回とする。精度管理の観点で、３０歳からの５年刻みの年齢（以下「節目年齢」という。）の者に対し行うことを推奨する。 さらに、HPV 検査単独法による子宮頸がん検診における追跡検査（※）については、直近の検診において HPV 検査陽性かつトリアージ検査陰性となった者（以下「追跡検査対象者」という。）に対して実施する。 直近の節目年齢で HPV 検査単独法による子宮頸がん検診を受診せず、かつ前年度に子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診を受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、受診機会を必ず毎年度設けることとする。加えて、HPV 検査単独法において、前年度以前に追跡検査を受診しなかった追跡検査対象者に対しても積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において追跡検査の受診機会を与える観点から、追跡検査の受診機会を必ず毎年度設けること	③　HPV 検査単独法による子宮頸がん検診については、原則として、同一人について５年に１回とする。精度管理の観点で、３０歳からの５年刻みの年齢（以下「節目年齢」という。）の者に対し行うことを推奨する。 さらに、HPV 検査単独法による子宮頸がん検診における追跡検査（※）については、直近の検診において HPV 検査陽性かつトリアージ検査陰性となった者（以下「追跡検査対象者」という。）に対して実施する。 直近の節目年齢で HPV 検査単独法による子宮頸がん検診を受診せず、かつ前年度に子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診を受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、受診機会を必ず毎年度設けることとする。加えて、HPV 検査単独法において、前年度以前に追跡検査を受診しなかった追跡検査対象者に対しても積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において追跡検査の受診機会を与える観点から、追跡検査の受診機会を必ず毎年度設けること

とする。なお、節目年齢の者に対して実施する市町村において、節目年齢以外の年齢で受診した者については、追跡検査対象者を除き、次回は節目年齢に受診勧奨を行うこととする。 ※　追跡検査対象者に対して行うHPV検査単独法による子宮頸がん検診。当該年度に追跡検査対象者となった場合には、翌年度に追跡検査を受診する。	とする。なお、節目年齢の者に対して実施する市町村において、節目年齢以外の年齢で受診した者については、追跡検査対象者を除き、次回は節目年齢に受診勧奨を行うこととする。 ※　追跡検査対象者に対して行うHPV検査単独法による子宮頸がん検診。当該年度に追跡検査対象者となった場合には、翌年度に追跡検査を受診する。
各検診の受診率は、職域等がん検診の受診者を含む受診者数又は含まない受診者数のそれぞれについて、以下の算定式により算定する。	それぞれの受診率は、以下の算定式により算定する。
＜１年に１回の場合＞ 受診率＝(当該年度の受診者数)／(当該年度の対象者数) ×１００	(新設)
＜２年に１回の場合＞ 受診率＝（(前年度の受診者数）＋（当該年度の受診者数） －（前年度及び当該年度における２年連続受診者数)）／（当該年度の対象者数＊）×１００ ＊対象者数は、年１回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。	＜２年に１回の場合＞ 受診率＝（(前年度の受診者数）＋（当該年度の受診者数） －（前年度及び当該年度における２年連続受診者数)）／（当該年度の対象者数＊）×１００ ＊対象者数は、年１回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

＜５年に１回の場合（HPV 検査単独法による子宮頸がん検診）＞ 受診率＝（当該年度及び過去４か年度の間にHPV検査単独法による子宮頸がん検診を１度以上受診した者の数＊）／（当該年度の対象者数＊＊）×１００ ＊追跡検査のみの受診者は除く。 ＊＊対象者数は、年１回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。 ④　（略） （５）・（６）（略） ２～８　（略）	＜５年に１回の場合（HPV 検査単独法による子宮頸がん検診）＞ 受診率＝（当該年度及び過去４か年度の間にHPV検査単独法による子宮頸がん検診を１度以上受診した者の数＊）／（当該年度の対象者数＊＊）×１００ ＊追跡検査のみの受診者は除く。 ＊＊対象者数は、年１回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。 ④　（略） （５）・（６）（略） ２～８　（略）

改正後	改正前
様式例１ 胃がん検診質問用紙 （氏名） （生年月日）　　年　　月　　日 ①　今年度又は昨年度（※）に胃部エックス線検査（バリウムによるレントゲン撮影）又は胃内視鏡検査（胃カメラ）を受けましたか（複数回答可）。 １．胃部エックス線検査（バリウムによるレントゲン撮影）を受けた ２．胃内視鏡検査（胃カメラ）を受けた ３．どちらも受けていない ４．わからない （※）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。 ＜①で検査を受けたと回答した方に対して＞ ②　がん検診（※）として受診したものが含まれますか。 １．はい ２．いいえ ３．わからない （※）市区町村が実施した検診、勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。 ＜②で１と回答した方に対して＞ ③　②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回受けた方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。 １．今年度 ２．昨年度 （※）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。	（新設）

様式例２

子宮頸がん検診質問用紙

（氏名）

（生年月日）　　年　　月　　日

①　今年度又は昨年度（※１）に子宮頸部の細胞診（※２）を受けましたか。 １．受けた ２．受けていない ３．わからない （※１）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。 （※２）子宮頸部（子宮の入り口）を、医師が専用のブラシやヘラでこすって細胞を採り、異常な細胞がないか顕微鏡で調べる検査
＜①で１と回答した方に対して＞ ②　がん検診（※）として受診したものが含まれますか。 １．はい ２．いいえ ３．わからない （※）市区町村が実施した検診、勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。
＜②で１と回答した方に対して＞ ③　②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回受けた方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。 １．今年度 ２．昨年度 （※）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。

（新設）

様式例３

肺がん検診質問用紙

（氏名）

（生年月日）　　年　　月　　日

①　今年度又は昨年度（※１）に胸部エックス線検査（胸のレントゲン撮影）（※２）を受けましたか。 １．受けた ２．受けていない ３．わからない （※１）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。 （※２）喀痰細胞診（痰に含まれる細胞や成分を測定してがん細胞の有無を調べる検査）を胸部エックス線検査と組み合わせて実施した場合も含みます。
＜①で１と回答した方に対して＞ ②　がん検診（※）として受診したものが含まれますか。 １．はい ２．いいえ ３．わからない （※）市区町村が実施した検診、勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。
＜②で１と回答した方に対して＞ ③　②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回受けた方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。 １．今年度 ２．昨年度 （※）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。

（新設）

様式例４

乳がん検診質問用紙

（氏名）

（生年月日）　　年　　月　　日

①　今年度又は昨年度にマンモグラフィ検査を受けましたか。 １．受けた ２．受けていない ３．わからない （※）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。
＜①で１と回答した方に対して＞ ②　がん検診（※）として受診したものが含まれますか。 １．はい ２．いいえ ３．わからない （※）市区町村が実施した検診、勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。
＜②で１と回答した方に対して＞ ③　②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回受けた方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。 １．今年度 ２．昨年度 （※）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。

（新設）

様式例５

大腸がん検診質問用紙

（氏名）

（生年月日）　　年　　月　　日

①　今年度又は昨年度に便潜血検査（検便）を受けましたか。 １．受けた ２．受けていない ３．わからない （※）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。
＜①で１と回答した方に対して＞ ②　がん検診（※）として受診したものが含まれますか。 １．はい ２．いいえ ３．わからない （※）市区町村が実施した検診、勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。
＜②で１と回答した方に対して＞ ③　②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回受けた方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。 １．今年度 ２．昨年度 （※）年度とは、４月１日から翌年３月31日を指します。

（新設）